

10月1日から^福医療費支給制度の受給対象者年齢を 「中学卒業まで」から「高校生世代(18歳)まで」に拡大します

町では、医療福祉費支給制度(マル福)の受給対象年齢を「高校生世代(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)」に拡大します。

新たに受給対象となる方には、9月下旬に「医療福祉費受給者証」を送付します。

<医療機関での自己負担額>

外来の場合は医療機関ごと、月ごとに1日600円(月2回を限度)。

入院の場合は1日300円(月3,000円を限度)。

薬局での自己負担額はありません。



<医療福祉費受給者証について>

お手元に届いた「医療福祉費受給者証」の記載内容を確認してください。中学校修了時の健康保険証の番号が記載されています。

加入されている健康保険証に変更があった方は、健康保険証と印鑑を持参のうえ、健康保険課窓口にて記載内容変更手続きを行ってください。

※すでにひとり親家庭マル福や、重度心身障害者マル福を受給されている方は、引き続き同じ区分での受給となりますので、医療福祉受給者証は送付されません。

<転入された方など所得が確認できない方へ>

支給には所得制限はありませんが、扶養義務者等の所得判定を行います。転入や未申告などで所得が確認できない方には、「申請案内通知」を送付しますので、通知に記載されている必要書類を持参のうえ、健康保険課窓口にて手続きを行ってください。

問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111(内線143)

高齢者虐待をご存知ですか？

高齢者虐待は、「人としての尊厳」を傷つける行為です。高齢者の中には虐待を受けていても、声をあげられないでいる人がいます。また、虐待をしている家族などにその自覚がないことも少なくありません。

身近に困っている人はいませんか？ 不適切な対応をしていませんか？

- 怒鳴ったり、叩いたり、つねったりしてしまう。
- 鍵をかけて外出できないようにしてしまう。
- 話しかけてきても無視してしまう。
- 必要な介護や医療等を制限してしまう。
- 合意なしに財産や金銭を使用したり、使用を制限してしまう。
- 合意なくわいせつな行為をする、させる。
- 劣悪な衛生状態や住環境に放置してしまう。

「もしかしたら」と思ったら、人権相談・心配ごと相談・城里町地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ 城里町地域包括支援センター(長寿応援課内)
☎029-353-7125(直通)

身につけよう！こどもの応急手当

応急手当は、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」が目的です。心肺蘇生やAEDなどの救急手当は経験がないと、緊急時に実践できません。特に、乳幼児は年齢によって心肺蘇生の方法が異なります。

大切なお子さん・お孫さんの命を守るため、応急手当ができるように知識を身につけ、いざという時に備えておきましょう。

日時 9月20日(木) 午前10時～11時

場所 常北保健福祉センター

対象者 町内在住の乳幼児のいるご家族

講師 (一社)水戸地区救急普及協会

内容 心臓マッサージや異物除去法に関する講習等

定員 先着30組

参加費 無料

持ち物 筆記用具

申込方法 9月19日(水)までに、申込先まで電話または窓口にてお申し込みください。

申込先・問合せ

健康保険課(常北保健福祉センター内)

☎029-240-6550